

「めざせ健康寿命日本一！」ロゴマーク使用取扱規程

1 目的

この規程は、「めざせ健康寿命日本一！」ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を使用する場合の取扱に関し、必要な事項を定める。

2 ロゴマークに関する権利

ロゴマークに関する一切の権利は、県に帰属する。

3 使用の手続き

ロゴマークは、次の各号のいずれかに該当する者は、その使用開始日までに、健康づくり推進課長に使用の届出（様式第1号）を行うことで、誰でも使用することができる。

- (1) 秋田県健康づくり県民運動推進協議会会員
- (2) 秋田県内の各種団体、事業者及び県民
- (3) 秋田県出身又は秋田県にゆかりのある方
- (4) 秋田県の健康寿命日本一に向けた取組を応援してくださる方

4 使用料

ロゴマークの使用料は、無料とする。

5 使用の留意事項

ロゴマークを使用しようとする者は、使用マニュアルに定められた使用方法を遵守すること。

6 使用の中止等

健康づくり推進課長は、ロゴマークの使用に関し、次に掲げる場合に該当すると認めるときは、その使用を差し止め、又は中止させることができる。

- (1) 法令及び公序良俗に反するおそれがあるとき。
- (2) 秋田県の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあるとき。
- (3) ロゴマークを正しい利用方法に従って使用しない、又は使用しないおそれがあるとき。
- (4) 秋田県が、特定の個人、政党又は宗教団体を支援し、又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれがあるとき。

- (5) 秋田県が、特定の商品、サービス等を推奨しているような誤解を与えるおそれがあるとき。
- (6) その他、健康づくり推進課長がロゴマークの使用について不相当と認めたとき。

7 使用状況の調査

健康づくり推進課長は、ロゴマークの適正な活用を図るため必要と認める場合、ロゴマークの使用者に対し、その使用状況について報告を求めることができる。

8 使用者の責務

ロゴマークが表示されたものに関する事故、苦情が発生した場合、一切の責任はロゴマークの使用者に帰するものとし、ロゴマークの使用者は誠意をもって必要な措置を講じなければならない。

附 則

この規程は、平成30年7月18日から施行する。

この規程は、令和2年3月11日から施行する。